

「古河市高齢者見守りサポート事業」のご案内

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

◆ 「古河市高齢者見守りサポート事業」とは

携帯端末型緊急通報装置を貸与することにより、家庭内における 24 時間 365 日体制での、高齢者の見守りをを行います。

◆ 事業の内容

携帯端末型緊急通報システム

携帯端末型の緊急通報装置を貸与し、病気やケガなど緊急時に通報ボタンを押すことで、受信センターが 24 時間 365 日対応します。

1. 状況に応じて救急車等の要請
 2. あらかじめ登録されている協力員へ連絡
 3. 搬送先の確認
 4. 指定の連絡先へ報告
- ※ 外出先では使用することができません。



お元気コール

看護師や専門のオペレーターが、月 1 回お電話をし、健康に関するアドバイスをを行います。

お変わり
ありませんか？



ご相談ください



相談窓口

健康に関すること、暮らしに関すること等、様々な相談に対応します。

1. 健康に関すること…看護師・栄養士等
2. 介護に関すること…介護福祉士・ヘルパー等
3. 暮らしの相談…弁護士・司法書士・税理士等

◆ 対象者

疾病等の理由により健康に不安があり、見守りを必要とする高齢者で、次のいずれかに該当する人

- ① 70 歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75 歳以上の高齢者のみの世帯(同居者全員)
- ③ 70 歳以上で、同居者が下記のいずれかに該当するため、緊急時の対応が困難である人
 - ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳④、A の人
 - ・ 要介護 4 以上の人
 - ・ 認知症と診断されている人

※ 同一敷地内、隣接敷地内に 75 歳未満の親族が住んでいる場合、対象外となります。

※ 申請後、在宅介護支援センターの訪問による生活や身体状況の調査を行い、利用の可否を決定します。

◆ 料金

利用料 月 300 円

携帯端末基本使用料 月 593 円（税抜き）

※ その他、通信料及び電気料は利用者負担となります。

※ 別途携帯電話会社との契約が必要となります。

◆ ご利用の手続きについて

1. 申請方法

次の①～③の書類をご提出ください。

- ① 申請書
- ② 利用同意書
- ③ 近隣協力員同意書

2. 機器の貸与について

機器の貸与の日程等については、利用決定後に改めてご連絡いたします。

3. 問合せ先

※内容に変更が生じることがございますので下記までお問い合わせ下さい。

古河市役所 高齢介護課

住所 〒306-0221 古河市駒羽根1501 「健康の駅」

TEL :0280-92-4921